

令和2年6月1日

銚田市立小中学校保護者様

銚田市教育委員会教育長
(公印省略)

夏季休業期間の変更について

保護者の皆様におかれましては、4月13日からの臨時休業に係る児童生徒の自宅待機につきまして長期に渡り御理解と御協力をいただきありがとうございます。

このような状況の中臨時休業が長期化し、学習指導要領に定められている児童生徒の学習時間が確保できない状況になっています。

児童生徒の学習時間の保障をするため、銚田市学校管理規則を改正し、令和2年度に限り夏季休業期間を下記のとおり変更することといたします。

各小中学校においては、可能な限り感染症対策を行った上で授業を行っていくこととしますので、保護者の皆様には、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 夏季休業期間

令和2年8月8日(土)～8月17日(月)